

月報私学

3

2017

Vol.231



今から30年前、南の島、沖縄本島、宜野湾市にカトリック系ミッションスクール、学校法人カトリック沖縄学園が誕生しました。保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校が同じ敷地内にあり、合わせて1,000名を超える園児・児童・生徒たちが「神と人への愛に生き、グローバルな視点をもつ自主自立の人」を目指し、元気にがんばっています。

写真提供：学校法人 カトリック沖縄学園（沖縄県宜野湾市）

CONTENTS

- 平成29年度 私学関係予算（案）の概要…………… 2
- 事業団資金で明日を拓く…………… 6
- 平成27年度決算集計からみた高等学校の財務状況…………… 8
- 平成29年度の掛金等の率…………… 9
- 被用者年金制度の一元化に伴う年金積立金の確定仕分け…………… 10
- 短時間労働者の適用拡大の促進／実際の労働時間等が所定労働時間等を恒常的に超えている
ときの加入者資格の要件／スイッチOTC薬控除（セルフメディケーション税制・医療費控除
の特例）…………… 11
- 採用時の手続き…………… 12
- I N F O R M A T I O N…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

平成29年度 私学関係予算(案)の概要

平成28年12月22日の閣議で29年度政府予算(案)が決定しました。ここでは、文部科学省の私学関係予算について、私学助成関係予算(案)、幼児教育関係予算(案)(私立幼稚園に関する主な予算)、専修学校関係予算(案)の概要を説明します。

私学助成関係予算(案)

平成29年度私学助成関係予算(案)については、下図のとおりです。

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校等の教育又は研究にかかる経常的経費について補助するものです。

29年度予算案においては、建学の精神や特色を活かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を確保することとして、前年度同額の3153億円を計上しています。そのうち、一般補助では、教職員給与費など大学等の運営に不可欠な教育研究にかかる経常的経費への補助のため、2689億円を計上しています。

また、特別補助では、32年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、自らの特色を活かして改革に取り組み、地

域で輝く私立大学等やイノベーション創出など経済や社会の発展に寄与する取り組みを行う私立大学等に対する支援の強化を図るため、464億円を計上しています。

教育の質的転換等の改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対して重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」(3頁下図)については、各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成支援のタイプを新設し176億円を計上しています。

また、学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取り組みを行う私立大学に対して重点的に支援する「私立大学研究ブランディング事業」において採択校数の拡充を行い、55億円を計上しています。そのほか、経済的に修学困難な学生に対する授業料減免の充実を図るとともに、学生の経済的負担軽減のために多様な支援策を講じる大学等を支援するため、102億円を計上しています。

このほかには、復興特別会計において、被災3県に所在する大学等の安定

平成29年度 私学助成関係予算(案)の概要

29年度予算額(案)：4,304億円(+0.3億円)

私立大学等経常費補助 3,153億円(前年度同)	私立高等学校等経常費助成費等補助 1,036億円※(+13億円)
(1)一般補助 2,689億円(△13億円) 大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援 (2)特別補助 464億円(+13億円) 自らの特色を活かして改革に取り組む大学等(地域で輝く大学等やイノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する取組を行う大学等)に対し、重層的に支援 ①私立大学等改革総合支援事業 176億円(+9億円) (上記の一般補助及び特別補助の内数) 教育の質的転換や地域発展、産業界・他大学等との連携など大学等の特色化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援 ◆各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成支援のタイプを新設 ②私立大学研究ブランディング事業 55億円(+5億円) (上記の特別補助の内数) 学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う大学を重点的に支援 ◆新規採択校：50～60大学(10～20校増) ③経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等の充実 102億円(+16億円) (上記の特別補助の内数) ◆減免対象人数：約1.0万人増(28年度：約4.8万人→29年度：約5.8万人)	※子ども・子育て新制度移行分等を含む 879億円※(+7億円) ※子ども・子育て支援新制度移行分を含む。 都道府県による私立高校等の基盤的経費への助成を支援 ◆幼児児童生徒1人当たり単価の増額(+0.9%)等 (2)特別補助 130億円※(+6億円) ※被災児童生徒就学支援等事業交付金の一部を含む。 私立高等学校等の特色ある取組を支援 ◆グローバル人材や情報活用能力の育成などの次世代を担う人材育成やアクティブラーニング等による教育の質の向上に取り組む学校への支援を強化 ◆障害のある幼児の受入れや長時間の預かり保育を実施する幼稚園に対する支援の充実 等 (3)特定教育方法支援事業 27億円(前年度同) 特別支援学校等の特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援
私立大学等教育研究活性化設備整備事業 13億円(△10億円)	私立学校施設・設備の整備の推進 102億円(△2億円)
私立大学等改革総合支援事業の一環として、教育の質的転換等の改革の基盤となる教育研究設備の整備を支援する。 ◆これまでの設備整備の実績等を踏まえ、集中的に支援	(1)耐震化の促進 49億円(+5億円) ＜平成28年度第2次補正予算額 301億円＞ ○耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業等を重点的に支援 ○平成28年度までの時限措置とされていた耐震改築への補助制度を平成30年度まで2か年延長 ◆耐震化率の推移(見込み) (28年4月時点) (28年度2次補正・29年度当初完了後) 大学等 88.8% → 約91% 高校等 86.4% → 約91% (2)教育・研究装置等の整備 53億円(△7億円) 教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援 ※私立学校施設高度化推進事業(利子助成)の減：△3億円
＜参考：給付型奨学金制度の創設＞ 私立・自宅外及び社会的養護を必要とする学生を対象として、平成29年度から一部先行実施	

的教育環境の整備や被災学生の授業料減免等を支援するため、18億円を計上しています。

また、前述の「私立大学等改革総合支援事業」の一環として、教育の質的転換等の改革の基盤となる教育研究設備の整備を支援する「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」において、13億円を計上しています。

私立高等学校等経常費助成費等補助は、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等に経常費助成を行う都道府県に対して、国がその一部を補助するものです。

29年度予算案においては、一般補助の幼児児童生徒数の増減を反映するとともに、一人あたり単価を0・9%増額しています。特別補助では、グローバル人材や情報活用能力の育成などの次世代を担う人材の育成やアクティブラーニング等による教育の質の向上に取り組み学校への支援を強化するため、「教育の質の向上を図る学校支援経費」について、20億円を計上しています。また、障害のある幼児の受入れ（幼稚園等特別支援教育経費）や長時間預かりを実施する園に対する支援等を充実させています。このほか、過疎高等学校特別経費、授業料減免事業等支援特別経費について、必要な経費を引き続き計上しています。

これらを含めた私立高等学校等経常費助成費等補助の総額は、対前年度13

億円増の1036億円となっています。

私立学校施設・設備整備費補助は、建学の精神や特色を活かした質の高い教育研究活動の基盤となる施設・設備の整備を支援するものです。

29年度予算案においては、総額で102億円を計上しており、「私立大学研究ブランディング事業」における施設・装置等の整備を通じた支援のほか、28年度までの時限措置とされていた耐震改築への補助制度を30年度まで2か年延長するとともに、耐震改築及び耐震補強等の防災機能強化に対して重点的に支援し、私立学校の施設の耐震化の一層の促進を図ることとしています。

私学事業団が実施する29年度貸付事業については、規模を650億円（うち私立学校の耐震化分は228億円）としており、その財源として、財政融資資金317億円を計上しています。

なお、私学事業団の融資を活用した耐震改築等事業への利子助成（私立学校施設高度化推進事業費補助）についても耐震化促進のため、29年度も引き続き実施します。

また、私学事業団の共済業務にかかるとる事業費補助金及び事務費等補助金としては、事業費補助金の前々年度精算の影響により、対前年度22億円減の1222億円を計上しています。

私立大学等改革総合支援事業

平成29年度予算額(案)
176億円(167億円)

- 高等教育全体の質の向上、特色化には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務であり、各タイプに対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援
- 平成29年度から、各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成支援のタイプを新設

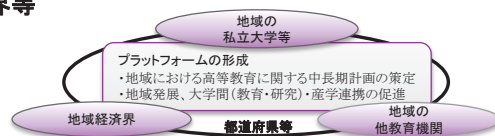
基本スキーム(イメージ)

タイプ5「プラットフォーム形成」(5～10グループ)【新設】

各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を支援

<要件(イメージ)>

- 教育機関・自治体・産業界等を含めたプラットフォームを形成し、地域における高等教育に関する中長期計画の策定
- 複数校の申請に基づき、採択



タイプ2「地域発展」(160校)

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

- 自治体との包括連携協定の締結
- 全学的地域連携センターの設置
- 地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラム 等

※三大都市圏にある収容定員8,000人以上の大学等は対象外

タイプ3「産業界・他大学等との連携」(80校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究支援

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 長期インターンシップ
- 交流協定に基づく単位互換の実施・交流実績
- 教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD 等

タイプ4「グローバル化」(80校)

国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化を支援

- 実践的な語学教育
- 外国人教員・学生の比率
- 地域のグローバル化への貢献 等

※必須要件:国際化推進に関するビジョン・方針の策定

タイプ1「教育の質的転換」(350校)

全学的な体制での教育の質的転換を支援

<評価する取組(例)>

- 全学的教学マネジメント体制の構築
- シラバスの改善(主体的な学修を促す教育課程の編成)
- 学生の学習時間等の把握と充実
- 学生による授業評価結果の活用 等

+

高大接続改革に積極的に取り組む大学等を支援

<評価する取組(例)>

- アドミSSION・ポリシーにおける求める学生像の明示
- 多面的・総合的な入試への転換
- アドミSSIONオフィスの組織改善など、入学者選抜体制の充実強化
- 高等学校教育と大学教育の連携強化 等

※上記の他、活性化設備費(13億円)、施設・装置費(3億円)を一体的に支援(タイプ1～4は新規採択校のみ)

幼児教育関係予算(案)

平成29年度幼児教育関係予算(案)では、幼児教育の振興を図るため、幼児教育の無償化に向けた取り組みや幼児教育の質の向上及び環境整備を充実するための予算を計上しています。

まず、幼児教育の無償化に向けた取り組みの段階的推進については、「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(28年8月1日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、低所得の多子世帯等の保護者負担軽減を図ることとし、対前年度12億円増の334億円を計上しています。

具体的には、市町村民税非課税世帯の第2子は無償化します。また、市町村民税所得割課税額7万7100円以下世帯の負担軽減を図ることとし、ひとり親世帯等については、第1子の保護者負担額を年額5万5000円、その他の世帯については、第1子を2万4000円、第2子を1万2000円それぞれ引き下げます。

次に、幼児教育の質の向上を図るため、28年度に引き続き幼児教育の質向上推進プランを実施するとともに、幼稚園教育要領の普及・啓発、ECEC Network事業に参画するための経費を計上しています。また、幼稚園の人材確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、29年度から、新たに「幼稚園の人材確保支援事業」と「園務改

善のためのICT化支援」事業を実施し、幼稚園に優秀な人材を確保するための取り組みを支援します。

さらに、幼児教育の環境整備の充実として、私立幼稚園や認定こども園等

幼児教育の振興 平成29年度予算(案)：384億円(382億円) ()は28年度予算額

I 幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進

334.2億円(322.7億円)

※子ども・子育て支援新制度への移行分を含めた幼稚園就園奨励費等にかかる所要額

「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(平成28年8月1日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、平成29年度については、低所得の多子世帯等の保護者負担軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

1. 市町村民税非課税世帯(第Ⅱ階層)の第2子無償化

◇保護者負担額(年額) 第2子: 18,000円 → 0円 (▲18,000円)

2. 市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯(第Ⅲ階層)の負担軽減

・ひとり親世帯等 ◇保護者負担額(年額) 第1子: 91,000円 → 36,000円(▲55,000円)

・その他の世帯 ◇保護者負担額(年額) 第1子: 192,800円 → 168,800円(▲24,000円)

第2子: 97,000円 → 85,000円(▲12,000円)

【参考】

各階層のモデル世帯(夫婦(片働き)と子供2人)の年収目安
第Ⅱ階層: 約270万円 第Ⅲ階層: 約360万円

II 幼児教育の質の向上

6.2億円(2.5億円)

◆幼児教育の質向上推進プラン

○ 幼児教育の推進体制構築事業

183百万円(203百万円)

地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行う。

○ 幼児期の教育内容等深化・充実調査研究

17百万円(19百万円)

効果的な指導方法や実効性のある学校評価など、幼児期における教育内容等について、より深化・充実するための調査研究を実施。

◆幼稚園教育要領の普及・啓発

58百万円(22百万円)

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、新幼稚園教育要領の改訂の趣旨や理念等について周知・徹底を図る。

◆幼稚園の人材確保のための取組の推進

356百万円(新 規)

○ 幼稚園の人材確保支援事業

86百万円(新 規)

幼稚園に優秀な人材を確保するため、人材登録制度の構築や離職防止を図る研修など先導的な取組を支援する。

○ 園務改善のためのICT化支援

270百万円(新 規)

事務の負担軽減を図るためICT化を支援し、幼稚園教員が働きやすい環境を整備する。
※教育支援体制整備事業費交付金の1メニュー

◆ECEC ※ Network事業の参加

9百万円(10百万円)

OECDにおいて計画されている国際幼児教育・保育従事者調査等に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。※ECEC: Early Childhood Education and Care

の耐震化を始めとする施設整備費を計上しています。私立幼稚園の耐震化は、公立と比べて遅れている状況であることを踏まえ、積極的な取り組みをお願いします。また、幼稚園教諭免許と保

育士資格の併有促進支援、質の向上に関する研修等の実施、認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費等を計上しています。

III 幼児教育の環境整備の充実

46.5億円(56.4億円)

※一部再掲含む

◆私立幼稚園の施設整備の充実

5億円(5億円)

緊急の課題となっている耐震化に取り組むとともに、学校法人立幼稚園等の施設のアスベスト対策・防犯対策、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより幼稚園の環境整備を図る。

【補助率】1/3 (Is値0.3未満1/2)

◆認定こども園等への財政支援

41.5億円(51.4億円)

認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策、ICT化に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進や、研修等の実施費用を支援する。

・認定こども園施設整備交付金(3,003百万円)
・教育支援体制整備事業費交付金(1,145百万円)

専修学校関係予算（案）

平成29年度の専修学校関係予算（案）については、新たに、「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」及び「専修学校グローバル化対応推進支援事業」にかかる予算を計上しています。

「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」は、概算要求時における、「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業、「専修学校版デュアル教育推進事業」、「専修学校を活用した地域産業人材育成事業」の3事業を統合し、産学連携機能強化による、地域産業の発展を支える中核的な人材養成機関としての専修学校の役割を充実させるため、教育プログラム等の開発、産学連携手法（専修学校版デュアル教育）の開発、産学連携体制の整備を実施することとしています。

「専修学校グローバル化対応推進支援事業」については、専修学校への留学に関する総合的・戦略的な留学生施策の推進を図るため、諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制の構築を進めることとしています。

また、職業教育の充実及び専修学校

助成業務

平成29年度 専修学校関係予算（案）

（ ）は28年度予算額

専修学校教育の人材養成機能の向上

○ 専修学校による地域産業中核的人材養成事業【新規】

16.8 億円（ - ）

柔軟な制度的特性を生かしながら産業構造の変化や各地域のニーズ等に対応した実践的な職業教育を行う専修学校の人材養成機能の充実・強化を図るため、社会人向けの教育プログラムや特色ある教育カリキュラムの開発、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成、分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築を進める。

＜事業での取組＞

- ・教育プログラム等の開発
- ・産学連携手法（専修学校版デュアル教育）の開発
- ・産学連携体制の整備

○ 専修学校グローバル化対応推進支援事業【新規】

2.5 億円（ - ）

専修学校への留学に関する総合的・戦略的な留学生施策の推進を図るため、諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制の構築を進める。

○ 国費外国人留学生制度

7.6 億円（7.6億円）

専修学校教育の質保証・向上

○ 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

1.8 億円（1.8億円）

職業教育の充実及び専修学校教育の質保証・向上を図るため、専修学校における研修体制づくり等の推進や、高校や企業等への効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行うとともに、職業実践専門課程認定校を中心とした第三者評価の検証等の取組を進める。

学びのセーフティネットの保障

○ 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

1.8 億円（3.0億円）

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、実証的な研究として経済的支援及びその効果検証等を行う。

○ 私立学校施設整備費補助金

3.0 億円（3.0億円）

【補助対象】

- ・教育装置や学内LAN装置の整備
- ・学校施設や非構造部材の耐震化工事、バリアフリー化工事、備蓄倉庫や自家発電設備の整備
- ・太陽光発電導入工事、エコ改修工事

○ 私立大学等研究設備整備費等補助金

2.2 億円（2.2億円）

【補助対象】

- ・情報処理関係設備の整備

合 計

35.9 億円（35.2億円）

＜東日本大震災や熊本地震からの復興関係＞

○ 被災児童生徒就学支援等事業

※東日本大震災復興特別会計

62.0 億円の内数

○ 被災児童生徒就学支援等事業（熊本地震対応分）【新規】

5.6 億円の内数

※ 上記のほか、高等学校等就学支援金、日本学生支援機構の奨学金事業等の中に、専修学校生を対象とした予算が含まれている。

※ 平成28年度予算の合計額（35.2億円）には、平成29年度予算案の「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」に統合する「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業（15.3億円）及び「専修学校版デュアル教育推進事業」（1.5億円）、並びに平成28年度限りの事業である「専修学校留学生就職アシスト事業」（0.5億円）等の予算額を含めている。

※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しない。

教育の質保証・向上を図るための予算（職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進）事業、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援

策について総合的な検討を進めるための予算（専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業）についても、引き続き計上しています。

その他にも、教育装置や情報処理関

係設備の整備、学校施設や非構造部材の耐震化工事、エコ改修工事等の専修学校のエコ改修工事等の専修学校の一部を補助するための予算を計上しています。

事業団資金で明日を拓く

＊事業団融資をご利用された学校紹介＊

学校法人 上智学院

対象校 上智大学

所在地 東京都 千代田区

対象事業 校舎耐火鉄骨新築

応答者

財務局長 大日方 清剛氏

財務局 管財グループ長

松崎 憲隆氏

財務局 経理グループ

チームリーダー 清水 真氏

上智大学四谷キャンパスは四ツ谷駅から徒歩5分の位置にあり、北側は麹町大通り（新宿通り）、西側はソフィア通りに面しています。

正門をくぐると、歴史的な校舎と近代的な校舎が融合したキャンパスが現れ、これまでの上智学院の歩みを感じられます。

＊学院の成り立ち＊

学校法人上智学院は1951年に法人として認可されましたが、大学設立はそれよりも前に遡ります。

1913年、上智大学は、ローマ・カトリック教会所属の男子修道会の一つであるイエズス会が母体となって設立されました。

大学設立以後、時代が移り変わっても、建学の理念として掲げている「他者のために他者とともに」という生き方である「隣人性」と、「多様性」を認め合い対話と相互協力によって諸課題の解決を目指すという「国際性」を貫く大学であることには、変わりありません。

この理念は、創立100周年を迎えた2013年に「叡智が世界をつなぐ」という言葉に集約されました。



大学内で最も歴史のある1号館の廊下

2014年に、文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援事業」の

グローバル化牽引型（タイプB）に採択された上智大学は、今後も建学の理念を重んじながら教育研究環境を整備し、日本の大学を牽引して世界に並び立ち続ける大学です。

＊新校舎建築に当たって＊

融資の対象となったソフィアタワーは、麹町大通り（新宿通り）に面して建てられた地上17階の高層ビルです。1階から6階までの低層階部分及び17階は大学施設（以下「新校舎」といいます）、7階から16階までの高層階部分は賃貸オフィスとなっており、1階の一部に店舗スペースが設けられています。

ソフィアタワー建築を決めた理由は大きく三つあります。一つ目は、建物の老朽化です。主に理工学部が入っている3・4・8・9号館は特に老朽化が進んでおり、また、教室も狭いため、安全性を確保する観点から、既存教室を移動させてスペースを広げ、環境を改善する必要性がありました。そのため新校舎は、理工学部には混在していた一般教室の受け皿としての役割も担っています。

二つ目は、今後の学生数減少を見据えた、安定的な収入の確保という問題です。そのため、以前からキャンパス整備を検討していましたが、収益事業運営の経験を生かして高層階を賃貸オフィスとする構造にしました。

三つ目は、新たな教室への需要が高まったからです。留学生の増加により、

日本語を英語で学ぶコースを充実させるなど、留学生向け教育実施の場を増やす必要がありました。上智大学は、「キャンパスにしながら留学体験ができる」ことを目指しているため、新校舎建築により、その目標にまた一歩近づけることができました。



上智大学の新たなシンボル「ソフィアタワー」

設計に当たっては、学内の建築関係に精通した教職員を中心に、複数の大手不動産会社からヒアリングをしながら検討を進めました。新教室の設計については、授業の形態によって受講人数が異なるため、どのような広さや設備の教室が必要なのか事前調査を実施しました。

また、在学生と卒業生の同窓会組織である上智大学ソフィア会を母体とし

また、新校舎には、地上から3階までの直通エスカレータを設置しましたので、外から新校舎の3階に昇り、渡



ソフィアタワーと2号館をつなぐ渡り廊下

た、「新校舎建築プロジェクト」からも意見を募りました。新校舎には、会議室やサロンなど多目的に使用できる交流スペースを設け、上智大学ソフィア会の事務局も移しました。これらの仕様は卒業生の方々に決めていただきました。

今回の建築に当たって、従来の動線も新しく整備しました。新校舎隣の2号館は、3・4階に教室、5階に食堂があり、学生の集中による混雑が課題となっていたので、学生の移動は3階を中心に行うこととして渡り廊下でつなぎました。

り廊下を通して2号館に移動するといふ新しい動線が生まれ、教室の移動がスムーズに行えるようになりました。

❖事業団融資の活用❖

事業団の融資は、以前から利用していたこともあり、今回の新校舎建築に当たっても活用させていただきました。

他の金融機関は、長期でも固定金利は10年ほどで、それ以降は変動金利となります。しかし、事業団は低金利かつ20年の固定金利で融資を受けることができたので、その点が非常に魅力的でした。

❖新校舎の特長❖

新校舎は、地球環境に配慮した構造となっています。空調に自然の風を利用して電力の消費を抑えるため、廊下の隅にスリットを設け、風の道を作りました。窓から入ってきた風が部屋から廊下流れ、スリットから廊下の天井裏を抜けるように工夫をしています。照明は、省エネルギーや有害物質を含まないなど、環境への負荷が少ないLEDを導入しました。

また、各所に学生たちが集うラーニング・コモンズとして活用している場所を設けている点も特長の一つです。そこでは、電子機器を使用した多様な学習環境を提供するため、無線LANの同時使用が可能となっています。今までは、電子黒板の利用やPC貸与、情報検索などのICT環境を利用できる学生は限られていたので、全学生に

対応できるように拡充しました。設備の充実により学生の学習意欲の向上も期待されます。

❖新校舎の魅力❖

新校舎には、国際会議にも対応できる800人収容の大教室や教職員が交流できるファカルティクラブ、緑地化した屋上テラスなど、大学にこれまでなかった新しい場を設けています。

その中でも特に、1階に設けた上智学院や地域の歴史文化を発信する展示スペースは、新校舎の魅力として挙げられます。展示スペースは、過去から現在、そして未来へと続く展示順になっています。この展示スペースを実際に歩むことで、学院内部の人のみならず、外部の方々にも上智学院の建学の精神を体感してもらえるように工夫しました。

新たな大教室や人々の交流の場などを設けた新校舎では、今後、さまざまな形の叡智が生まれると思います。新校舎は、歴史の展示スペースなど過去からの叡智を集約した場と、新たな叡智が生まれる場という二つの側面を併せ持つ次世代型の校舎です。

❖取材後記❖

取材当日、偶然にもソフィアタワーの壁面に、校章と上智大学を英字で表したSOPHIAの文字を掲げる場に居合わせることができました。それは今まさに上智大学の新しい歴史が始まるうとしている瞬間であり、その場に立



ソフィアタワーに校章とSOPHIAを掲げる歴史的瞬間

ち会えたことに感銘を受けました。

現在、四ツ谷駅前では大規模な再開発が行われています。上智大学の校章と叡智の文字を冠したソフィアタワーは、麹町大通り（新宿通り）に面して建てられた大学の新たなシンボルとして、また、新しい四谷の街並みを先導する建物として多くの人々に親しまれることと思います。

ご多用のところ対応してくださった皆様には、大変感謝申し上げます。

今後、上智大学をはじめとする上智学院がさらに発展されることを祈念いたします。

【取材 企画室】

平成27年度決算集計からみた 高等学校の財務状況

私学事業団では、「平成28年度学校法人基礎調査」を基に27年度決算データを集計した『平成28年度版 今日私学財政（高等学校・中学校・小学校編）』のCD-ROMを作成し、ご協力いただいた学校法人に送付しました。

今回は、集計データに基づき、高等学校の財務状況について分析します。

法人の帰属収支差額比率（表1） 学校の事業活動収支差額比率（表2）

帰属収支差額比率とは、帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額の帰属収入に対する割合です。なお、学校法人会計基準の改正に伴い、表2の学校部門では同様の比率を表す事業活動収支差額比率を掲載しています。

この比率のプラス幅が大きくなるほど、自己資本の充実につながり、反対に、マイナスに転じた場合は、当年度の収支が赤字となり、自己資本を取り崩すこととなります。この状況が長期間続くと経営に影響を及ぼす可能性があるため、この比率は学校法人の収支状況を端的に表したものと いえます。

高等学校法人

法人全体の帰属収支差額比率は、26年度の6・6％から7・0％へ上昇しています。

次に同比率がマイナスとなっている法人数は、684法人のうち281法人で、その割合は41・1％となり、26年度の39・5％から上昇しています。

高等学校

高等学校全体の事業活動収支差額比率は26年度の5・1％から5・3％に上昇しています。

次に同比率がマイナスとなっている学校数は、1290校のうち544校で、その割合は42・2％となり、26年度の40・5％から上昇しています。

運用資産と要積立額（表3）

貸借対照表に基づき、学校法人が本来積み立ておくべき減価償却累計額などの要積立額とそれに対応した各種引当特定資産や現金預金などの運用資産の保有状況を分析します。

学校法人の安定的な経営のために、将来に必要な資金需要（要積立額）に対して十分な運用資産を保有していることが望ましいといえます。

表1 帰属収支差額比率及びマイナス法人の割合（高等学校法人）

区 分	集 計 法人数	帰属収入計 (A)【百万円】	消費支出計 (B)【百万円】	帰属収支差額 (C=A-B)【百万円】	帰属収支 差額比率 (C/A)【%】	帰属収支差額比率がマイナス（0％未満） （うち△20％未満）			
						法人数【法人】	割 合【%】	法人数【法人】	割 合【%】
23年度	650	776,999	726,453	50,546	6.5	255	39.2	35	5.4
24	666	786,192	736,396	49,796	6.3	246	36.9	33	5.0
25	677	791,602	751,947	39,655	5.0	268	39.6	39	5.8
26	681	821,727	767,716	54,011	6.6	269	39.5	38	5.6
27	684	840,035	781,639	58,396	7.0	281	41.1	42	6.1

※高等学校法人…高等学校を設置している学校法人で、大学・短期大学を設置している学校法人を除く

表2 事業活動収支差額比率及びマイナス学校の割合（高等学校）

区 分	集 計 学校数	事業活動収入計 (A)【百万円】	事業活動支出計 (B)【百万円】	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B)【百万円】	事業活動収支 差額比率 (C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス（0％未満） （うち△20％未満）			
						学校数【校】	割 合【%】	学校数【校】	割 合【%】
23年度	1,263	1,008,733	995,274	13,459	1.3	599	47.4	146	11.6
24	1,266	1,017,333	989,881	27,452	2.7	546	43.1	109	8.6
25	1,286	1,038,394	1,010,872	27,522	2.7	553	43.0	128	10.0
26	1,288	1,084,830	1,029,410	55,420	5.1	521	40.5	117	9.1
27	1,290	1,096,217	1,037,722	58,495	5.3	544	42.2	120	9.3

※高等学校…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての高等学校部門とする

表3 運用資産と要積立額（高等学校法人）

区 分	集 計 法人数	運用資産 (A)【億円】	要積立額 (B)【億円】	要積立額内訳【億円】				積立不足額 (C=B-A) 【億円】	積立率 (A/B)【%】
				減価償却 累計額	第2号 基本金	第3号 基本金	退職給与 引当金		
23年度	650	10,315	13,939	12,285	803	333	518	3,624	74.0
24	666	10,762	14,483	12,879	776	336	492	3,721	74.3
25	677	10,849	15,116	13,489	814	325	488	4,267	71.8
26	681	10,695	15,475	13,970	686	321	498	4,780	69.1
27	684	10,948	16,611	15,144	637	319	511	5,662	65.9

※高等学校法人…高等学校を設置している学校法人で、大学・短期大学を設置している学校法人を除く
※運用資産…固定資産のうち有価証券と各種引当特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である

高等学校法人

運用資産が増加している一方、要積立額も増加しています。要積立額が増加した主な要因は、施設の老朽化に伴う減価償却累計額の増加を受けたものであり、その結果、26年度に比べて積立不足額が増加しています。

最後になりますが、学校法人基礎調

査にご協力いただいた学校法人の皆様にはこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎ 03(3230)7846～7848

Eメール center@shigaku.go.jp

平成29年度の掛金等の率

企画室

平成29年度の掛金等の率は、29年1月23日開催の共済運営委員会において了承され、下表のとおりとなりましたのでお知らせします。

短期給付等掛金率

短期給付分掛金率

現行の8・232％に据え置きます。

介護分掛金率

厚生労働省から示される通知の諸係数を基に介護納付金を算定した結果、前年度より納付額が約17億6000万円増加するため、現行の1・163％を0・068ポイント引き上げ、1・231％とします。

※ 厚生労働省からの通知により、介護費用を公平に負担する観点から、29年8月から被用者保険ごとの標準報酬総額に応じて介護納付金を賦課する総報酬割導入の法案が国会において審議される予定です。

総報酬割導入の法案が成立した場合は、29年度の介護納付金、さらに約16億7000万円増加するため、掛金率を8月から1・361％とする予定です。

退職等年金給付掛金率

現行の1・50％に据え置きます。

加入者保険料率（軽減保険料率）

共済規程に基づき、29年4月から8月までは13・911％、29年9月から30年3月までは、0・354ポイント引き上げ14・265％とします。

短期給付等掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」

29年度分特定保険料率に相当する掛金率（高齢者支援金等に充てるための掛金率）は、3・52％（加入者負担分は2分の1の1・76％）となります。この率は短期給付等掛金率の内訳を示すものであり、新たな負担が生じるものではありません。

子ども・子育て拠出金率

現在の0・2％から0・23％へ変更となる予定です。決定され次第、改めて通知します。

詳しい内容は私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」をご覧ください。

【平成29年度の掛金等の率】

① 40歳以上65歳未満の加入者

() 内は改定前掛金等の率〔単位：％〕

区 分	短期給付等掛金率				退職等年金 給付掛金率	加入者保険料率 ＜軽減保険料率＞	合 計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲 種加入者	8.232	0.250	1.231 (1.163)	9.713 (9.645)	1.50	13.911〔8月まで〕 14.265〔9月から〕	25.124〔8月から〕 25.478〔9月まで〕 (25.056)
乙種加入者等 (注)	8.232	0.195	1.231 (1.163)	9.658 (9.590)	—	—	9.658 (9.590)
丙 種加入者	—	0.195	—	0.195	1.50	13.911〔8月まで〕 14.265〔9月から〕	15.606〔8月まで〕 15.960〔9月から〕
任意継続加入者	8.232	0.125	1.231 (1.163)	9.588 (9.520)	—	—	9.588 (9.520)

② 40歳未満の加入者及び65歳以上の加入者

〔単位：％〕

区 分	短期給付等掛金率				退職等年金 給付掛金率	加入者保険料率 ＜軽減保険料率＞	合 計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲 種加入者	8.232	0.250	—	8.482	1.50	13.911〔8月まで〕 14.265〔9月から〕	23.893〔8月まで〕 24.247〔9月から〕
乙種加入者等 (注)	8.232	0.195	—	8.427	—	—	8.427
丙 種加入者	—	0.195	—	0.195	1.50	13.911〔8月まで〕 14.265〔9月から〕	15.606〔8月まで〕 15.960〔9月から〕
任意継続加入者	8.232	0.125	—	8.357	—	—	8.357

(注) 乙種加入者等…短期給付のみ適用者（乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者）

※掛金等率の改定時期については、短期給付等掛金率は4月、加入者保険料率＜軽減保険料率＞は9月となります。

※都道府県からの補助金がある場合は、毎月の報酬（給与）にかかる加入者保険料のみ補助されます。賞与等にかかる加入者保険料には補助されません。

被用者年金制度の一元化に伴う 年金積立金の確定仕分け

資産運用部

概算仕分け

被用者年金制度の一元化が施行された平成27年10月1日における、長期給付積立金の概算仕分けは次のとおりでした（図1参照）。

○概算政府積立比率※①

4・9年分

○厚生年金保険給付積立金

2兆719億円

○経過的長期給付積立金

2兆139億円

○精算日

28年12月1日

○精算額

厚生年金経理

⇐ 1365億円

職域年金経理

○精算額に対する利子相当額

6億円（年率0・4％複利）

○厚生年金保険給付積立金

1兆9556億円

○経過的長期給付積立金

2兆1439億円

ただし、概算政府積立比率と私学共済における27年度の1、2階支出額（※②）が、いずれも見込みであったことから、28年中に確定仕分けに伴う精算を行うこととされていました。

確定仕分け

28年11月に、政府積立比率等が確定したことを受けて、次のとおり確定仕分けが行われました（図2参照）。

○確定政府積立比率※①

5・15年分

精算後の積立金の状況

精算を実施した28年12月1日は、概算仕分けを行った27年10月1日から1

年2か月後であったことから、この間の市場環境により、運用収益はプラスでした。この影響を調整する意味で、精算額には国債の利率を基準にした利子相当額が加えられています。

また、実際の精算は、コストを抑制する観点から、原則的には時価を基準にした基本ポートフォリオ（※③）の割合による有価証券の現物移管で行いました。

なお、精算後の積立金の状況は、3月上旬に私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内▼年金資産の運用」で公表予定の第3四半期運用状況をご参照ください。

※① 政府積立比率

26年度末の厚生年金の積立金額が、27年度の厚生年金保険事業費等の何年分に相当しているのかを比率で表したものです。

※② 1、2階支出額

基礎年金にかかる支出と厚生年金（旧共済年金）の給付及び事務費のことです。

※③ 基本ポートフォリオ

積立金にかかる管理運用の方針で定めた、運用の目標（長期的に積立金の実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保すること）を達成するために、中長期的な観点で策定した資産配分割合のことです（表1参照）。

積立金の確定仕分けと精算のイメージ

表1 基本ポートフォリオ

資産区分	資産配分割合
国内債券	35%
国内株式	25%
外国債券	15%
外国株式	25%
計	100%

図2 確定仕分け

厚生年金勘定	厚生年金経理	厚生年金保険給付積立金 1兆9,556億円
	職域年金経理	経過的長期給付積立金 2兆1,439億円

* 平成28年11月末の時価を基準にしています。

図1 概算仕分け

厚生年金勘定	厚生年金経理	厚生年金保険給付積立金 2兆719億円
	職域年金経理	経過的長期給付積立金 2兆139億円

* 平成27年9月末の時価を基準にしています。

短時間労働者の

適用拡大の促進

業務部 資格課

平成28年10月に実施された適用拡大の措置は501人以上の学校法人等（特定学校法人等）が対象とされていましたが、29年4月より、501人未満の学校法人等も、労使の同意を条件に、申し出により学校法人等を単位として短時間労働者の適用拡大が可能になります。

労使の同意とは、次のとおりです。

(1) 当該学校法人等に使用される加入者、乙3・丙3・丙6特定教職員等及び同意があれば適用拡大の対象となりえる短時間労働者（以下「同意

対象者」といいます）の過半数で組

織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意

(2) (1)の労働組合がないときは、①又は②に掲げる同意

① 当該学校法人等に使用される同意対象者の過半数を代表する者の同意

② 当該学校法人等に使用される同意対象者の2分の1以上の同意

この申し出があつた場合は、申し出を私学事業団が受理した日から加入者資格を得ることになります。

※ 手続きについては、本事業団にお問い合わせください。

私学共済ホームページに掲載予定です。

実際の労働時間等が所定労働時間等を恒常的に超えているときの加入者資格の要件

①通常の加入者としての要件

雇用契約書等で定められた所定労働時間又は所定労働日数が4分の3基準を満たさない者について、業務の都合等により恒常的に実際の労働時間及び労働日数が4分の3以上となっている場合

（実際の労働時間及び労働日数が連続する2か月において4分の3以上となった場合で、引き続き同様の状態が続いている又は続くことが見込まれるときは、4分の3以上となった月の3か月目の初日に4分の3基準を満たしたものとします。）

②短時間労働加入者としての要件

就業規則や雇用契約書等で定められた所定労働時間が週20時間未満である者について、業務の都合等により恒常的に実際の労働時間が週20時間以上となっている場合

（実際の労働時間が連続する2か月において週20時間以上となり、引き続き同様の状態が続いている又は続くことが見込まれるときは、実際の労働時間が週20時間以上となった月の3か月目の初日に週20時間以上の基準を満たしたものとします。）

スイッチOTC薬控除

（セルフメディケーション税制・医療費控除の特例） 福祉部 保健課

所得税法等の一部を改正する法律の改正により、「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」（スイッチOTC薬控除）が設けられました。

要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の平成29年1月1日から33年12月31日までの購入費用について、新たな所得控除（セルフメディケーション税制）の適用を受けることができます。

該当年に薬局等で購入したスイッチOTC医薬品が1万2000円を超える場合には、その超える部分の金額について（その金額が8万8000円を超える場合には8万8000円）、所得から控除される特例です。なお、従来の医療費控除との併用はできません。詳しい内容は、厚生労働省ホームページでご確認ください（<http://www.mhlw.go.jp/>「セルフメディケーション税制」で検索）。

この特例を受けるためには、個人がその年中に「健康の保持増進及び疾病の予防への取組（一定の取組）を行っている」ことが必要です。確定申告書の提出の際に、当該取組みを行ったことを明らかにする次のいずれか一つ

の書類を添付又は提示する必要があります。

①の書類がない場合は②、③、④の優先順位でご用意ください。

①インフルエンザ予防接種又は定期予防接種の領収書又は予防接種済証

②市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表

③職場で受けた定期健康診断の結果通知表

④特定健康診断の結果通知表

①～④いずれの場合でも、氏名、受診日、その健診等を実施した医療機関名（医師の氏名）、事業者名もしくは保険者名等の記載が必要です。

また、③については結果通知表に「定期健康診断」「勤務先名称」の記載が必要です。記載がない場合は学校で証明してください。

④については、健康情報冊子「QUPIO（クピオ）」の提示でも可能です。

①～④の書類がいずれも用意できず、私学共済の人間ドック利用費用補助や郵送検診を受けているという場合には私学事業団が「一定の取組」を行ったと証明することができます。

定期健診の結果の保管を！

今回対象となる医療費控除は29年分の確定申告からの適用となりますので、まずは、学校で実施する定期健康診断の結果通知表や今年の健診の結果による「QUPIO（クピオ）」、今年のインフルエンザ予防接種の領収証等を大切に保管するようにしてください。

採用時の手続き

加入者の資格取得 資格課

教職員を採用したときは、採用の日から10日以内に資格取得の報告をしてください。採用した教職員が後期高齢者医療制度の被保険者であっても資格取得の報告は必要です。

なお、4月1日採用予定者は、ぜひ事前受付をご利用ください（手続き方法は本誌2月号10頁を参照）。

◆提出する書類

(1) 資格取得報告書

① 新規資格取得

初めて私立学校の教職員として採用された人

② 継続資格取得

前任校を退職した日又はその翌日に後任校で教職員として採用された人

③ 再資格取得

過去に私学共済制度の加入者であった人で、中断期間を経て再び教職員として採用された人や、私学共済制度の任意継続加入者で私立学校の教職員として採用された人

※同一法人で複数の学校を有する場合、必ず所属している（実際に勤務している）学校で「資格取得報告書」を提出してください。

(2) 所属学校等変更報告書

複数の学校を有する同一法人内で別の学校に異動（勤務先の学校が変更）になった人

※必ず後任の学校から「所属学校等変更報告書」を提出してください。

◆記入上の注意

(1) 氏名欄に外国人氏名を記入するとき

・フリガナ欄・漢字欄↓16文字以内とし、氏と名の区切りに1か所スペースを入れます（ミドルネーム等がある場合でも区切りは1か所）。

・フリガナ欄↓カタカナで、濁点や半濁点も一字で記入します。アルファベットや拗音は登録できません。

・漢字欄↓アルファベットを使用する場合、大文字のみとなります（カタカナや漢字も可）。

(2) 基礎年金番号の記入

基礎年金番号は年金手帳や基礎年金番号通知書等から正確に転記し、確認した書類の写しを添付してください。基礎年金番号がわからないときは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

なお、20歳未満の人や来日直後の外国人で基礎年金番号を持っていないときは、基礎年金番号欄の「2. 無」を

○で囲み、理由も記入してください。

基礎年金番号により過去の私学共済制度の加入経歴が判明した場合は、申請の取得区分と異なる取得区分に読み替えることがあります。必ず確認通知書等で内容を確認してください。

(3) マイナンバー

学校法人等で本人確認（加入者のマイナンバーの確認と身元（実在）の確認）をしてください。確認方法は私学共済ホームページで紹介しています。なお、マイナンバーにかかる確認書類は提出不要ですので、添付しないでください。

(4) 住所欄

「・」「&」等の記号や「I」「II」等のローマ数字は使用できません。フリガナも忘れずに記入してください。

◆任意継続加入者が再び私学に就職して加入者になるとき

学校法人等は、加入者が「任意継続加入者資格喪失申出書」を提出したことを確認したうえで、「資格取得報告書」の余白に「任意継続加入者資格喪失申出書提出済」と朱書きし、提出してください。

被扶養者の認定 資格課

「被扶養者認定申請書」と添付書類を、必ず資格取得日から30日以内に提出してください。30日を過ぎて申請した場合は、その申請を私学事業団で受理した日（消印などで発信日が確認できる場合はその日）が被扶養者の認定日となりますので注意してください。

やむを得ない事情で、期日までに添付書類が整わないときには、「被扶養者認定申請書」に添付書類が整わない理由書を添えて30日以内に送付してください。申請書を受け付け後、書類不備で返送しますので、添付書類が整い次第、一括して再提出してください。その場合は、期限内に申請があったものとみなします。なお、処理の遅れや誤りにつながりますので、添付書類のみを別送することは、絶対にしないでください。

継続資格取得や所属学校変更の場合は、被扶養者に変更がなければ継続して認定されますので申請は不要です。

ただし、再資格取得（任意継続加入者からの再資格取得を含む）の場合は申請が必要です。

※加入者番号がまだ決定されていない場合、「被扶養者認定申請書」の加入者番号欄については、学校記号番号を必ずご記入ください。

◆被扶養者認定申請書の添付書類

(1) 新規資格取得や再資格取得の場合

加入者との続柄を確認する書類（戸籍謄本等）や収入を確認する書類など、扶養の事実を確認する書類を添付してください。

被扶養者の年齢や続柄、収入の有無や種類等により、認定に必要な添付書類が異なるため、詳細については、*「事務の手引」の被扶養者の章や私学共済ホームページを参照してください。

(2)任意継続加入者が再資格取得し、任意継続期間に認定されていた被扶養者を引き続き申請する場合

「被扶養者認定申請書」の余白に任意継続加入者であったときの加入者番号と「任意継続からの再取得」と朱書きすること添付書類を省略できます。

(3)他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）から引き続き資格取得する場合

①配偶者と子の認定申請に限り、前の健康保険制度で認定されていた場合は、続柄や収入確認のための添付書類を健康保険証等の写し又は資格証明書（続柄、生年月日が確認できるもの）に代えることができます。

②子のみを認定申請する場合で、学校法人等から扶養手当が支給されないときは、①のほかに加入者と配偶者の収入を比較する書類が必要です。具体的には、加入者の年収見込証明書（被扶養者認定申請書の「加入者年間所得推計額」欄への記入）と、配偶者の年収見込証明書又は前年の源泉徴収票の写しを添付してください。なお、死亡・離婚等により配偶者がいない場合には、加入者及び子の戸籍謄本が必要です。

◆国民年金第3号被保険者の届け出

65歳未満の加入者が20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請する場合は、国民年金第3号被保険者の届け出を同時に提出してください。

加入者証が届く前に 保険診療を受けるとき

資格課・短期給付課

(1)加入者番号が決定している場合又は被扶養者の認定が確定している場合

本事業団が了承したときに限り、学校法人等の代表者が加入者に「療養資格証明書」（*「事務の手引」51～53頁・私学共済ホームページを参照）を交付することができます。ただし、加入者番号が決定する前或被扶養者認定が確定する前に交付することはできません。むやみに発行して不正受診を誘発することのないように注意してください。

(2)加入者番号等が未決定の場合

医療機関の窓口で、一旦医療費の全額を自己負担しますが、加入者番号等が決定した後、一部負担金（原則3割）以外の保険診療分は、療養費・家族療養費として請求できます。「療養費・家族療養費等請求書」に医療機関の証明を受けた「診療報酬領収済証明書」（注）を添付して本事業団に提出してください。

（注）「領収書」（原本）と「診療報酬明細書」（レセプト）の写しでも可

継続資格取得者の福祉事業

保健課・貸付課

◆積立貯金

積立貯金に加入している人が継続資格取得したときは、積立貯金は一時留保の取り扱いとなります。新たな加入

者番号が決まり次第「積立復活届書」を提出することにより、積み立てを再開できます。（詳細は、*「事務の手引」776～779頁を参照）

◆積立共済年金・共済定期保険

積立共済年金又は共済定期保険に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に継続加入となります（手続き不要）。なお、継続資格取得時に住所及び振替口座の変更をする場合、積立共済年金加入者は「積立共済年金振替口座・住所変更依頼書」を、共済定期保険加入者は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

◆貸付け

(1)一般・教育・結婚・災害・医療貸付
住宅貸付以外の貸付けを利用している人が継続資格取得した場合、後任校を通して「異動報告書」を提出すると、引き続き定期償還できます。

(2)住宅貸付

住宅貸付を利用している人に前任校から退職手当等が支給される場合は、継続資格取得をしても、即時償還しなければなりません。なお、前任校の退職手当等で全額償還できないなどの場合、次のとおり手続きをしてください。

①前任校の手続き

退職手当の額が即時償還額より少ないときは、退職手当等の支給額を明記した「退職手当支給証明書」（書式は任意、私学共済ホームページ「様

式用紙等のダウンロード）からダウンロードできます）を提出してください。本事業団から支給額に応じた即時償還額の通知等を送付しますので、退職手当等から償還額を控除して学校法人等が払い込んでください。

ロ 前任校と後任校が同一県内の退職金財団に加盟しているため、退職手当等が引き継がれるときは本事業団にご相談ください。

ハ その他の事情で退職手当等が支給されないときは、「退職手当不支給理由書」（書式は任意）を提出してください。

②後任校の手続き

次の書類を提出してください。

- ・「異動報告書」
- ・「退職手当引当承諾書」
- ・「団体信用生命保険申込書兼告知書（だんしん告知書）」（団体信用生命保険に継続して適用を希望する場合）

異動報告が到着後、即時償還を取り消して定期償還を継続した旨を通知します。事前受付の場合は、前任校で定期償還していない月分の「払込取扱票」を個別に作成し送付しますので、借受人から償還額を預かり、後任校が払い込んでください。

なお、借受人に、即時償還が取り消しになった旨を前任校に連絡するよう、説明してください。

（詳細は*「事務の手引」942～943頁を参照）

*本文記載の「事務の手引」は、平成28年版を参照してください。

**共済事業本部**

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください**資格取得・資格喪失報告書の事前受付**

平成29年3月31日退職者及び4月1日採用予定者の届け出の事前受付を実施しています。

加入者証等は毎週2回の決定後に順次発送します。

受付開始：3月1日（水）

決定日：受け付けから8～10日後の火・金曜日

発送日：決定日から3日後

・受け付けから加入者証等の発送までの事務処理におおむね2週間（標準処理期間）が必要になります。

ただし、継続資格取得者については、前任校の資格喪失が確認できるまで処理が保留となります。

・標準処理期間中は、処理状況に関する照会を控えていただくようご協力をお願いします。

・3月中に加入者証等が学校法人等に届いた場合でも、4月1日以後に該当者に渡してください。

・例年、取得時給与の訂正が多くなっています。誤りのないよう確認のうえ提出をお願いします。事前受付で処理した内容を訂正できるのは4月1日以後となります。

・詳しくは、本誌2月号10頁又は私学共済ホームページ〔事務担当者用ログインページ▶共済業務スケジュール▶業務カレンダー年間スケジュール▶3月〕をご覧ください。

【業務部 資格課】

共済定期保険の配当金の送金

平成28年度配当金の送金は6月下旬の予定です。28年10月1日現在の共済定期保険加入者に配当します。現在届け出ている指定金融機関（保険料振替口座）の口座解約や改姓による名義変更又は金融機関の統廃合による支店名や口座番号の変更がある場合には、4月10日（月）までに「振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。期限までに変更申出書の提出がないと、配当金の送金が遅れる場合があります。口座の登録内容に変更があった場合は、保険料の振り替えに支障のないよう速やかに届け出てください。

【福祉部 保健課】

平成29年度の任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額

平成29年4月から任意継続加入者になる人にかかる標準報酬月額の上限額は、380,000円となります。

なお、29年度の「任意継続掛金早見表」は3月中旬に送付する予定です。

【業務部 資格課・掛金課】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。特に月曜日や午前中は大変混雑しており、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

特定健康診査受診券の有効期限は3月31日まで

昨年6月に学校法人等から加入者に配付していただいた被扶養者の「特定健康診査受診券」の有効期限は、平成29年3月31日までです。

被扶養者の健康管理のために、加入者に対して被扶養者への受診勧奨の呼びかけをお願いします。

私学共済ホームページに特定健診機関（病院）一覧を掲載していますのでご利用ください〔福祉事業のご案内▶特定健康診査・特定保健指導▶特定健診・保健指導機関（病院）一覧〕。

【福祉部 保健課】

加入者期間が一年未満の人の傷病手当金及び出産手当金にかかる標準報酬月額（平成29年度支給開始適用分）

支給開始日の属する月以前の直近の加入者期間が12月に満たない場合の傷病手当金及び出産手当金の計算に使用する「平成28年度の9月30日における短期給付に関する規定の適用を受ける全加入者の標準報酬月額の平均額を基礎とする標準報酬月額」は、前年度と同様380,000円となりました。

この標準報酬月額は、平成29年度中に支給開始となる給付に適用されます。

【業務部 短期給付課】

3 月の共済業務スケジュール

1日(水)	資格 事前受付開始
2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 2月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限（必着）
15日(水)	貸付 4月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り
21日(火)	貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(火)	掛金等 2月分掛金等口座振替（自振校のみ） 貸付 3月分定期償還口座振替（自振校のみ）
31日(金)	貸付 4月24日送金申し込み締め切り 掛金等 2月分納期限

4 月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 3月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限（必着）
14日(金)	貸付 5月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り



私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

私立学校寄付金ポータルサイトのご案内

私立学校が取り組む寄付金募集を支援することを目的として、私立学校の寄付募集情報を集約した「私立学校寄付金ポータルサイト」を開設いたしました。

私学事業団では、このサイトを通じて、私立学校の多様な目的をもった寄付金募集の取り組みを広く社会にお知らせすることで、「私立学校への寄付」をいっそう身近に感じていただき、「寄付文化醸成」につなげていきたいと考えています。

皆様におかれましても、ぜひ積極的な寄付金募集にお取り組みいただき、募金活動の一環として本サイトをご活用ください。

本サイトに寄付募集情報の掲載を希望される場合は、掲載手続きをご案内いたしますので、お気軽に下記までご連絡ください。

私立学校寄付金ポータルサイト

<http://kifu-portal.shigaku.go.jp>

【助成部 寄付金課 寄付金係】

☎03(3230)7317・7318・7320

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内（平成29年3月分）

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び後日送付する「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（事業団の口座に入金された日）までの期間について、遅延損害金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- 1 「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
 - 2 インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、お振り込みください。
 - 3 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。
- ※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金に係るご返済について（平成29年3月）〕も併せてご覧ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871・7872

Eメール yushi@shigaku.go.jp

助成業務貸付金残高証明書の発行

貸付残高のある全学校法人に対し、平成29年3月31日現在の貸付金残高証明書1部を4月下旬から5月上旬に送付する予定です。発行願を提出する必要はありません。

ただし、以下の①又は②に該当する場合は、法人番号・法人名・使用目的・証明年月日・必要部数を明記し、契約証書に使用した理事長印を押印した「残高証明書の発行願」（A4判任意様式）と「返信用封筒（長3定型で切手を貼付したもの）」を同封のうえ、ご提出ください。

①28年度末現在の残高証明書を2部以上必要とする場合

②28年度末現在以外の時点での残高証明書を必要とする場合

なお、28年度末時点において残高がない場合には、残高証明書を発行しませんので、ご了承ください。

〔会計監査人への残高証明書の発行〕

会計監査人宛ての残高証明書は、私学事業団から直接監査人に発行します。必要とされる学校法人は、送付先の監査人の住所・名称（氏名）を明記した「返信用封筒（表書に『学校法人〇〇学園監査資料』・『学校法人番号』を併記し、切手を貼付したもの）」と残高証明書発行願に当たる「確認依頼状」（公認会計士協会所定様式）を提出してください。返信用封筒サイズは長3定型でお願いします。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871・7872

Eメール yushi@shigaku.go.jp

「自己診断チェックリスト」をご活用ください

平成28年度版「自己診断チェックリスト」をホームページに掲載しています。

自法人の経営状態の把握や経営改善に向けた取り組みにぜひお役立てください。

私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶経営支援・情報提供▶自己診断チェックリスト 平成28年度版〕

【私学経営情報センター 経営支援室】

☎03(3230)7829・7832

Eメール shien@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

金 沢 ^{けん} 兼 ^{ろく} 六 ^{そう} 荘

〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076(232)1239
 (JR「金沢」駅から北鉄バスで「南町・尾山神社」下車、徒歩4分)

梅の香ただよう春の旅路は金沢から…

加賀料理堪能プラン

1泊2食(2名1室/1名様) 10,800円

和食堂「食彩 雪づり」で旬の食材を使用した加賀料理を
 ご賞味いただけるプランです。

※スタンダードツインルームの料金です。

取扱期間：通年(年末年始を除きます)



前田利家公由来の「尾山神社」(写真提供：金沢市)
 (兼六荘から徒歩5分)

主な名所が徒歩圏内に
 あり、散策に最適です



日本三名園の一つ「兼六園」(写真提供：金沢市)
 (兼六荘から徒歩13分)

融資事業のご案内

平成29年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表 (平成29年3月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室 等の建築事業並びに校(園)地の 買収事業等	年% 0.70	年% 0.31	年% 0.41
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナー ハウス等の建築事業並びに当該施 設建築のための土地買収事業等	0.80	0.41	—
【教育環境整備費】 校教具(幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象)、通園バス、大 型設備・情報技術整備等の購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定
 金利・元金据置(最大2年間)・元金
 均等償還です。

施設整備をご計画の際は「安心で安
 定感のある」本事業団資金のご利用を
 検討されてはいかがでしょうか。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp